

福井健康福祉センターの体制について

福井市の中核市移行により、保健所業務等が県から福井市に移譲されることに伴い、平成31年4月1日付けで福井健康福祉センターの体制を再編します。

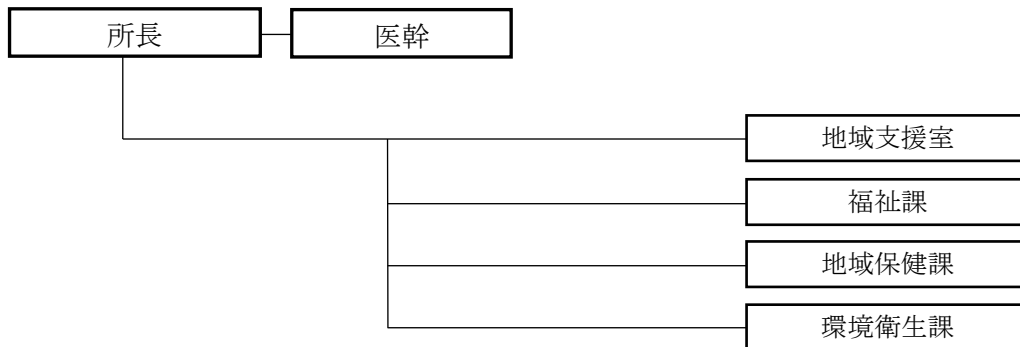
○ 組織体制

- ・ 1室3課体制に見直します。

○ 所管業務および所在地等

- ・ 永平寺町管内については、所管業務に変更はありません。
福井市管内については、中核市となる福井市に移譲される業務以外を引き続き所管します。
- ・ 所在地（福井市西木田2丁目8-8）や連絡先（代表電話：0776-36-1116）の変更はありません。

【福井健康福祉センターの組織】



福井健康福祉センターと福井市の業務分担

主な業務	福井健康福祉センターにおいて実施（◎印）		福井市において実施（○印） (病院の許可届出等を除く)
	永平寺町管内	福井市管内	
・ 医務、薬務	地域支援室	◎	◎
・ 生活保護 ・ 身体障害者手帳認定 ・ 女性・児童福祉	福祉課	◎	—
・ 感染症対策、母子保健	地域保健課	◎	—
・ 精神保健福祉法通報対応	地域保健課	◎	◎
・ 食品衛生、食中毒対応、生活衛生 ・ 産業廃棄物許認可 ・ 環境保全、公害防止	環境衛生課	◎	—